

## 平成 26 年度 ニホンジカ保護及び管理に関する検討会（第 1 回）

### 議事概要

日時:平成 26 年 8 月 25 日(月)13:30～16:00

場所:(一財)自然環境研究センター 7階会議室

#### ■出席者

##### 検討委員

梶 光一	東京農工大学農学部 教授
小泉 透	独立行政法人森林総合研究所 研究コーディネータ
坂田 宏志	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 准教授
濱崎 伸一郎	株式会社野生動物保護管理事務所関西分室 分室長
山根 正伸	神奈川県自然環境保全センター 部長

##### 事務局

東岡 礼治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
松本 純治	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 室長補佐
山崎 貴之	自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 共生事業係長

常田 邦彦	一般財団法人 自然環境研究センター
荒木 良太	〃

#### ■議事

- (1) 検討会の名称変更について
- (2) ニホンジカの保護及び管理に関する最近の動向と求められる対応
- (3) 平成 26 年度の検討内容
  - 1 ニホンジカのガイドライン改訂の焦点
  - 2 平成 26 年度の情報収集
  - 3 平成 26 年度保護管理レポートの内容
- (4) その他

#### ■配付資料

##### 出席者名簿

ニホンジカの保護及び管理についての検討会開催要綱（改正案）

資料 1-1 ニホンジカの保護及び管理に関する最近の動向と求められる対応

資料 1－2 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の概要

資料 1－3 改正法施行までのスケジュール

資料 1－4 抜本的な鳥獣捕獲強化対策（ニホンジカ、イノシシ）

資料 2 平成 26 年度の検討内容

参考資料 1 ニホンジカ保護管理検討会におけるこれまでの議論

参考資料 2 統計処理による鳥獣の個体数推定について

参考資料 3 特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）

## ■議事概要：

(1) 検討会の名称変更について

(開催要項(改正案)を説明)

(2) ニホンジカの保護及び管理に関する最近の動向と求められる対応

(資料1－1、1－2、1－3、1－4参考資料1、2を説明)

(委員) 抜本的な鳥獣捕獲強化対策や法改正等は、明確な方針を出していくという点で、大きな前進があったと思う。一方で捕獲の担い手育成、管理の担い手の取り組み(特に教育)が不足している。海外でもハンターや研究者の高齢化を考慮した取り組みを熱心に行っているが、日本は海外の比にならないほど高齢化が進んでいるため、グランドデザインから議論して進めて行かなければ破綻してしまう。国政中央にこれを理解する者が必要である。もう一点、階層ベイズ法は最新のデータを反映する度に過去の推定値も全てリセットされるという点が、行政に受け入れられにくい。本年度行っている推定は比較的大きな空間スケールで行っているが、実際に管理を行っている空間スケールで行い、管理の当事者が認識できるようにする必要がある。

(委員) 特に考えておかなければいけないのは今の情報収集の手法と体制をきちんと整備・確立することである。それはどの項目をモニタリングして、増えた、減ったを判断をする、うまくいっている、いっていないを判断するという部分を、今まで様々なデータを各自治体を取り、結果を試行錯誤して評価してきた。その中には、あまり政策の意思決定に結びつかないもの、反対に、低コストでも結びつくものがある。捕獲に関する情報については、全国レベルで昨年度の結果が出るのが遅い。都道府県レベルで昨年度の集計が今の時点が出るくらいの時期である(統計情報の全国取りまとめに実質 2 年のラグ)。情報技術、IT 技術を利用した情報収集・集計技術の体制、整備も必要かと思う。

(委員) シカの捕獲だけでなく、生態情報の収集も必要である。これまで捕獲圧を示す

数値として狩猟登録者数などが用いられてきたが、これらは必ずしもシカの捕獲圧を示すものではない。ハンター数の減少だけでなく、シカを撃つハンターの動向も把握する必要がある。また、分布についてはもっと短いスパンで調査が行われるべきである(特に東北などの分布拡大地域)。捕獲数、捕獲圧等の基盤情報は、階層ベイズ法のベースとなる。クロスチェックを行う仕組みを取り入れるなど、正確で質の高い基盤情報の収集が重要である。

(委員)法改正に対応した計画策定に必要な考え方、考えを実現するための技術といった新しい方向性に沿ったガイドラインが必要であるとともに、推定値の考え方、捕獲目標の設定の仕方等の考え方の部分からしっかりと書かれたガイドラインがそろえられていき、都道府県の策定担当者が、しっかりその部分を認識できる、順応的な管理を目標の部分からしっかり考えて取り組んでいけるような内容のガイドラインにしていく必要がある。

(委員)シカが増えないような森林管理や土地利用の仕方を踏まえた生息環境管理と捕獲の一体化(どこで捕獲するのが効率的か)を推進する必要がある。一方で、今後、許可・管理捕獲が増加していく中で、これまで捕獲が行われていた場所以外の危険地域(高標高域など)での捕獲が行われるので、いっそうの事故防止、安全管理の重要性を認識し、安全教育、事前の調査、準備を行うことが必要になってくる。

→(事務局)ガイドラインの改訂は法改正に伴う特定計画の切り替え(現行計画を第1種保護計画又は第2種管理計画へ)には間に合わないが、平成27年度には改訂できるスケジュールで進めていく。分布の把握については平成25年度補正予算を活用して実施を進めているところである。統計データについては、なるべく現行のやり方を改善しスピードアップを図れるものにできないかと考えている。

(委員)2つの法律(鳥獣法、特措法)に基づいた捕獲の目標設定が行われているところに問題がある。市町村は事業計画的な観点から目標設定を行っていたり、都道府県は科学的なデータに基づいた観点から設定していたりする。市町村と都道府県で非常に大きな乖離がある。捕獲目標を設定しても達成できない場合、財政局からペナルティーを受けるので、達成可能な目標設定にとどまっている。

### (3) -1平成26年度の検討内容 ニホンジカのガイドライン改訂の焦点

(資料2を説明)

(委員)ガイドラインの想定期間として、問題の始まり(これからシカが増加する地域)から、現在想定されるところまで(今後減少していく地域)をカバーする必要がある。ガイドラインに書くべき事は必要事項、明確に分かっている事項、全国的な共通課題であり、不必要な事項、不明確な事項、達成できない事項、一部の課題は書くべきではない。新しく具体的な要素が加わっていくとガイドラインは分厚くなって

いくが、冒頭から概念的・抽象的な「野生動物とは」から始まると読む気をなくす。現在書いてあることがわかってもらえていないのは、書き方、出し方が悪いのかもしれない。関係性の低い情報が多いため理解されにくいことが理由の一つではないか。できるだけ必要なことだけにしてわかりやすくする必要がある。

(委員) 今の全国の様子は数が増えて大変な状況だが、同じ県同じ地域によっても、非常にたくさん居る場所と居ない場所という空間的な濃淡がある中で、それぞれステージが違う場所をしっかりと把握し、それぞれのステージに対応してやるべき事を書いたガイドラインが必要である。最初にシカの被害、シカの数が増えている問題に対する見方を見せ、その中で数が多い場所だけをたたけばいい話ではなく、全体を見て濃淡を付け対応していくことが方針の中に組み込まれていたらいいと思う。さらに、リスクマップやリスクの考え方も方針に組み込んでいく必要がある。県の担当者はシカ問題に関する基本的なことがわかっていない中、情報が整理されていない。冷静に分析すればわかることも多く、そのような話をガイドライン改訂の視点に入れてはどうか。

(委員) 減少に向かわせることにフォーカスを当てるのは良い。ただし、東北などの初期の段階で何に注意すべきか、先進地域では多くの失敗事例があるので欠点を書くべきであろう。特にシカが少ないときの対応として、行政は予算を付けにくい。何かを行おうとすると、地元捕獲団体の反発が強い。そういった部分については丁寧に触れた方が良い。

(委員) 減少ステージまで達しておらず四苦八苦している県が多い中、なぜうまくいかないかということをしっかり示し、減少に持って行くまでの問題点と解決方法がある程度見えてくるガイドラインにする必要がある。また、現状で明快な答えがないのであれば、考え方だけでもいいから何を最終目標にしていけばいいのかがある程度見えるガイドラインになるべきかと思う。今後、捕獲が進めば捕獲が困難な状況になってくる。そういった将来的な課題も透けて見えるようなガイドラインにする必要がある。

(委員) 目標設定に際しては、置かれている社会的状況、生態的状況によって設定が異なってくる。有効利用については、現場では捕獲に関するブレーキとアクセルが同時に踏まれてしまい、混乱が生じる。これらについて研究者は現状を示すことはできるが、目標設定には関係者の合意が必要となる。

(委員) 第二種特定計画になったとしても、ゾーニングが重要であり、ゾーニングに応じた目的を明確にする必要がある。

(委員) どこに目標を置いた何のためのガイドラインかを明確にする必要があり、その点整理が必要である。

→(事務局) 最低水準、原則として、状況を転換し前に進めるにはここまで取り組んでくださいというライン設定をするイメージと認識している。

- (委員) 何のためのガイドラインかを明確にしておく必要がある。
- (委員) 基本的にはその通りである。まず、最低限の現状(分布、密度の濃淡、農業被害・林業被害・生態系への影響の濃淡)を毎年把握し一番の基礎とする必要がある。それらの情報についての解説や使い方を示す。その際、多様なケース、前置きをしてしまうとわかりにくくなる。
- (事務局) そのような部分に関しては、構成でフォローできたり、あるいは全く記載しない選択肢もある。次の個別検討までに案を出させてもらう。基本的には先述の方向性で了解いただいたものと認識する。
- (委員) 捕獲個体の利活用については、安定供給出来ない方向に持って行こうとしているのだから相反する部分があり、ガイドラインに書くか書かないかも含め検討する必要がある。
- (委員) ガイドラインでは利活用については別途検討すべき要件として、一言書く程度で、別のマニュアルを作成する必要がある。中途半端には触れない方が良い。
- (委員) 環境省が示すガイドラインであることから、環境省の役割を満たす内容で良い。捕獲事業の推進、特定計画が、現在の担当が直面している内容であるから、それに直結する課題について伝えるべきである。
- (委員) 担当者のためのガイドブックと言うことであれば、べき論と同時に事例紹介が必要ではないか。成功事例がないものは強調して紹介しない方が良い。既に減少過渡期に到達している自治体があれば、どのように減少過渡期に持って行ったかを報告してもらおうと大変参考になるのではないかと思う。実際に事例紹介してくださいといわれるとためらってしまうものか？
- (委員) 哺乳類学会では特定計画のレビューをしていた。あのようなものがあると俯瞰的に見えて良い。
- (委員) 環境省が毎年出していくことになった保護管理レポートが充実してくるとレビューになると思う。推定法の活用、調査法等に関しては、環境省は全国レベルで情報的に優位な立場にあり、環境省が情報提供すべき内容である。捕獲に関する内容の場合、市町村レベルや捕獲班のほうが、知識量が多く、技術的に水準の高い方が多い。この辺は情報収集の努力、検証の努力でクリアし、適切な情報を配ることを目指すべきだが、現状では少し努力しないと、きちんとした情報提供はできない。
- (事務局) この部分で伝えたいと考えているのは、例えばこれから行われていくであろう捕獲事業を発注・設計していく上で、基本的に分析しておかなくてはいけないことの分析の仕方である。例えば、ある地域で行われている猟法には何があって、各猟法で、どれくらいの人・資材等が必要になるかということをしっかり把握しておくべきということである。
- (委員) その辺については必要だと思う。むしろ環境省が全国的な見地からぜひデー

タを集めるべきである。特にどれだけの労力なり費用がかかるということと、どれだけの効率で水準として捕れるか。一頭当たり、どのくらいの単価で捕れるならいいのか。これは地域によって全く異なる。都道府県なり、あるいは市町村が、自身の地域では全国水準に比べ単価を高く出さなくてはいけないのか、安くてもいいのか、委託先等が本当に適正にやってくれているのかということは検証していかないといけない。

(委員) 国立公園、国有林と連携をどう具体的に進めているかというのがコラム程度にあるとよい。

(委員) 捕獲の規制緩和で実際どれくらい効果が上がったかがなかなか整理されていない。どういうときに、どういう規制緩和をすれば有効なのかというところが、もう少し整備されたほうがいいかもしれない。くくり罠の直径解除をしたら、錯誤捕獲が増えてしまったというようなマイナス面も含めて。

→(事務局) 今までもその辺の整理をしようと何度か試みたが、複数の要因が関係し、なかなか示すことは難しい。今後、大規模な捕獲を展開しようとするときに、どれだけの労力投入が必要か簡単に算出できない状況が出てきている。最低限必要なデータ、あるいは特定の地域だけでもデータを取る、そこが管理に必要なようになってくるといったようなメッセージを伝えていくことが重要かと思う。

(委員) 今後、認定事業者制度が導入されていった場合、事業者に対して規制の緩和ができるようになる。その際、不十分な取り組みがあると、シカが獲れにくくなっていく状況も生まれてくる。

(委員) 国の事業費を使っている場合報償費を支払うため、市町村は 1 回は情報を電子入力している。共通のフォーマットにして、国、都道府県が、必要な情報だけを集計して共有できれば良い。今の情報処理のシステムを使えば低コストで情報を正確に把握することは可能である。ただし、具体的にフォーマットを決めないと、それは実現しないと思う。

(委員) 捕獲情報に基づいて生息数を推定する方法を、当面、主たる管理のためのツールとして使うことを都道府県にメッセージとして送るものと認識している。階層ベイズ法がありきではなく、捕獲情報の正確な収集が、これからの全国的な管理を考える上での基本的な情報となることを明確にすべきである。データは、自動的に取れるのが最も客観的で、あまり人手を介さないのが基本である。人手を介するのであれば、手間をかけさせないことが必要である。手間がかかると情報の質がだんだん下がる。情報収集はできるだけ簡易にする必要がある。入力者と収集者に負担がかからないスマートなやり方を考えなければいけない。

(委員) 有蹄類を管理する失敗の多くの原因の 1 つに管理ユニットの不適切な設定というのがある。今回のマニュアルは、そういうことが全く言及されていない。もう少し現場に根差した形で組み立てる必要がある。ある地域の固有の問題を解決しよう

とするとき、狩猟や一般の駆除では解決しにくい。解決するとしたら、狩猟や一般の駆除に加え、専門的な技術者集団が必要である。その際、新規の加入は、必ず摩擦が起こる。この点は、多くの新規参入業者の人たちが非常に心配している。

→(事務局)先進事例を情報収集していくのが1つの手段かと思う。

### (3)－2平成26年度の検討内容 平成26年度の情報収集と保護管理レポート

(資料2を説明)

(委員)ヒアリング先を選択する際の客観的な指標は、捕獲なら捕獲数である。捕獲数が多いところは、捕獲した死体の処理など、多くの人に従事しその調整やノウハウがある。全国で一番捕獲している自治体が分かれば、その情報はいいと思う。一定以上の捕獲頭数がある、昨年度と比べて非常に捕獲数が多い、の2種類あると思う。捕獲数が大きかったために生じた問題に関する情報は、非常に有意義である。又は、ある段取りを打ったから捕獲数が伸びたということもある。捕獲数が急速に多くなった、あるいは非常に大きい規模の捕獲に取り組んでいるようなところの情報は有益だと思う。

(委員)捕獲を進めていく、捕獲体制の整備に関して、必要な捕獲情報をどう効率的に集めていくかという整理と情報提供も必要だと思う。

(委員)今ある捕獲コーディネーターのうちからピックアップして、地元猟友会とどう調整したらいいかとか、もっとシカを捕るにはどうやったらいいか、の意見を聞いてみてはどうか。

(事務局)今回の法改正により、都道府県は指定管理鳥獣捕獲等事業をつくれるようになった。環境省としては、都道府県に財政面も含めて支援できるような予算要望も考えている。捕獲情報についても、オンラインでの効率的収集に関し、来年度予算の中で要望し、検討していきたいと思っている。平成25年度の補正予算の中で、現在さまざま都道府県に個体数推計や分布状況も含め、情報収集している。来年度以降、都道府県へ情報提供し、都道府県でしっかり情報が収集できるように、支援していきたいと思っているので、引き続きよろしく願います。